社会福祉法人　養秀福祉会

役員報酬に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、社会福祉法人　養秀福祉会（以下「法人」）の役員報酬に関する必要な事項を定めるとこを目的とする。

（役員の構成）

第二条　本法人の役員は次の通りとする

。

（１）理事長　1名
（２）理　事　6名
（３）監　事　2名
（４）評議員　7名
（５）評議員選任・解任委員会　5名
（６）苦情解決委員　2名

（会議等出席の手当）

第三条　会議（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会その他に準ずるもの）等の出席に対し、1回につき次の通り支給する。
理事、及び監事、評議員、苦情解決委員・選任・解任委員に対し、5,000円を支給する。
但し、監査を行った場合、監事の手当は10,000円とする。

附則　この規程は平成4年4月1日から施行する。
平成22年6月15日から施行する。
平成29年4月1日から施行する。
令和3年4月1日から施行する。